

第 32 回

江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会
会 議 録

開 会 平成16年 9月12日(日)午後7時

閉 会 平成16年 9月12日(日)午後8時20分

江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会

第32回 江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会会議録索引

事 件 番 号	会 議 事 件 名	頁 数
	開 会	1
	会長あいさつ	1
	顧問あいさつ	1・2
報告第32号	江田島市市章候補作品の選考結果について	3～5
報告第33号	江田島市市章候補選考作品の類似デザイン調査結果について	5～7
協議第72号	江田島市市章の選考について	7～11
報告第34号	新市の行政組織・機構について	11・12
報告第35号	総務大臣官報告示及び江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会の廃止について	12
報告第36号	平成16年度江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会予算の補正(第1号)(第2号)について	13・14
報告第37号	江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会財務規程の一部改正について	14・15
	第32回江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会会議録署名委員の指名	15
	閉 会	16

第32回 江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会会議録

召集年月日	平成16年 9月12日(日)					
召集の場所	能美町農村環境改善センター 多目的ホール					
開会日時及び宣告	平成16年 9月12日(日)午後7時			議長	平口 武	
会議録署名委員	坪木法子			濱野博道		
委員 出席 37名 欠席 4名	委員氏名		出欠	委員氏名		出欠
	会長	平口 武		委員	山中孝博	
	副会長	曾根 薫		委員	西中克弘	
	副会長	大津克彦		委員	坪木法子	
	副会長	松井 晃		委員	辻井知明	
	委員	伊藤 富美雄		委員	松岡 則文	
	委員	山木 信勝		委員	小西 ヒフミ	
	委員	才野 久男		委員	丸上 達三	
	委員	竹本 公彦		委員	田中 達美	
	委員	前田 鎮夫		委員	沖 也寸志	
	委員	新家 毅		委員	久保田 正信	
	委員	上松 利枝		委員	濱野 博道	
	委員	橘 隆信		委員	竹田 徹男	
	委員	津田 紘吏		委員	丸石 正男	
	委員	新家 勇二		委員	重田 真澄	
	委員	加藤 隆光		委員	村上 浩司	
	委員	中島 勝		委員	青木 早苗	
	委員	薬師 登		委員	澤 裕幸	
	委員	西濱 英之		委員	上田 武弘	
	委員	丸新 マサエ		委員	林 岩雄	
	委員	木葉 登喜夫		委員	原田 繁一	
委員	川野 保					

顧問 オブザーバー	顧問氏名		出欠	オブザーバー氏名		出欠
	顧問	城戸常太	/	オブザーバー	佐原捷三	
	顧問	山田利明	/	オブザーバー	増井忠男	
	顧問	高橋雅洋	/	オブザーバー	横山修三	
	顧問	河原実俊		オブザーバー	毛利下隆男	
	顧問	安井裕典	/			
	顧問	沖井修				
合併協議会 事務局	事務局長	東谷寛明	班員	島津慎二		
	参事	横杉哲治	班員	福岡洋		
	事務局次長	宮尾茂	班員	仁城靖雄		
	班員	土手三生	班員	猪垣英治		
	班員	平井和則	班員	道本忠介		
	班員	峰崎竜昌				
会議次第	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 顧問あいさつ
- 4 議題
 - (1) 協議事項
 - (2) 報告事項
 - (3) 会議録署名委員の指名
 - (4) その他
- 5 閉 会

会議の経過

土手班長	<p>皆様方には夜分又お忙しい中、本日の会議にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>ご案内の時刻となりましたので、ただ今から「第32回江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会」を開催させていただきます。</p> <p>本日の会議は、次第に沿って進行させていただきます。それでは開会にあたり平口合併協議会会長がごあいさつを申し上げます。</p>
平口会長	<p>どなたもこんばんは。ご多用の中、お集まりをいただきまして、厚くお礼申し上げます。会議に入ります前にひと言申し上げたいと存じます。台風16号、続いて18号台風が襲来いたしまして、私達の周辺に大きな被害をもたらしているわけでございまして、また委員の皆様方におかれましても、大なり小なり被害を受けられたことと存じまして、心よりお見舞い申し上げます。本当に大変でございました。私達といたしまして、これから復旧に対しまして渾身の力を入れまして、住民の皆様が一日も早く元の姿に帰れるように努力をすることをお誓いしたいと存ずるしだいでございます。では、ただ今より32回合併協議会を開会いたします。</p> <p>本日、ご多用の中、河原先生、沖井先生にお越しいただいております。ありがたく厚くお礼申し上げます。また後ほどごあいさつをいただきたいと存ずるしだいでございます。甚だ簡単でございますけれども、開会のあいさつにさせていただきます。</p>
土手班長	<p>次に、顧問にご就任いただいております広島県議会議員の先生方よりごあいさつを頂戴いたします。初めに、河原実俊様よろしくお願いたします。</p>
河原顧問	<p>皆さんこんばんは。6月7日に第31回協議会が開催されましたが、3カ月余り大変久しぶりの会合でございます。懐かしい気持ちでございます。先ほど、会長さんの方からもございましたが、今日、私も音戸町を通過してこちらにまいりましたが、いたるところに台風被害の爪あとが生々しく出ておりまして、この4町におかれましても大変な被害があったものと存じます。心からお見舞いを申し上げさせていただきます。私は、現在、農林水産委員会に所属している関係で、来週早々に牡蠣の</p>

被害や農作物、とりわけ果実の被害状況の視察をする予定になっておりまして、これら復旧なり、あるいは被害の対応なりということについては、県議会でも力いっぱい努力をしまいつもりでございます。今日は、市の市章を中心にご審議を賜るようでございますが、拝見をいたしますと実に全国47都道府県から応募がございます。国外もございます。このことだけで、新生江田島市というものが、日本全国に大変大きなアピールをするということにもなるような気がいたします。どうぞ真摯にご審議をいただきまして、有終の美を飾って、この協議会が終了いたしますことを心からご祈念を申し上げまして、ひと言ごあいさつにかえさせていただきます。本日はどうもご苦労様でございます。ありがとうございました。

土 手 班 長

続きまして、沖井修様よろしくお願いたします。

沖 井 顧 問

皆さんこんばんは。かつてない痛烈な台風が襲いまして、4町とも被害が甚大なようでございます。河原先生は農林水産委員会、私は、文教の方に属しておりまして、明日か明後日、宮島町に視察に行かなくてはならないということもでございます。私も、各町が災害の査定、あるいは地域事務所の農林、土木関係が一所懸命努力いたしておりまして、ある意味で邪魔になってはいけないなという気持ちで、町を回るのを失礼しておりますけれども、陰ながら復旧につきましては、努力してまいりたいと思います。そして、今日の協議会でございますけれども、これまで、4町の行政担当の方々、そしてまた、本協議会の皆様の熱心な協議等で、市としての機構図もこの協議会に報告されるようでございます。これをもって4町が合併し、江田島市としまして新しく誕生していくわけございまして、これまで、ここまでもってこられたということは、皆様方が協力されまして、新しい将来に向かっての決断を下していただいたということに尽きるわけでございます。どうぞ、これから新しい市の誕生前後というものは、非常に大事な時期になってくると思います。より一層の相互理解と、そして結束を固めていただきまして、立派なスタートが切れ、そしてまた、事業計画等も組まれておりますし、その実現に向かって、明るい、そして力強い市制が運営されますことを心から念じております。ひと言、皆様方のご苦労に心から敬意を表しまして、ごあいさつに代えさせていただきます。ご苦労ございました。

土手班長	<p>先生方にはご多忙中にもかかわらずご出席をいただき、また貴重なお言葉を賜りましてありがとうございます。</p> <p>なお、本日の会議には在任委員41名中、出席者は37名、欠席者は4名でございます。よって、協議会規約第10条第1項の規定により、委員の2分の1以上の出席があり、会議成立の定足数に達しておりますことを、ご報告させていただきます。</p> <p>それでは、協議に入りたいと思いますが、協議会規約によりまして、議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行は平口会長にお願いいたします。</p>
平口会長	<p>では、恒例に従いまして、議事の進行をさせていただきます。よろしくご協力をいただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、報告第32号「江田島市市章候補作品の選考結果」についてお諮りいたします。</p> <p>江田島市の市章候補作品の選考につきましては、小委員会を設置して候補作品5点までの絞り込みを小委員会に付託してありました。その選考結果がまとまったようでございますので、小委員会の前田委員長さんにご報告いただきますようお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>
前田委員 (小委員会委員長)	<p>江田島市市章候補選考小委員会委員長の前田です。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、お手元に配っております報告第32号「江田島市市章候補作品の選考結果」について、ご報告させていただきます。</p> <p>1枚めくっていただきまして、選考結果報告書の1頁をご覧くださいと思います。小委員会の選考経過によりご報告いたします。まず、第1回小委員会を6月7日の第31回合併協議会終了後に開催いたしまして、正副委員長の選任を行いました。3頁の資料1をご覧くださいと思います。20人の小委員会委員の中から、互選によりまして委員長は私前田が、副委員長は大柿町の自治会代表の竹田徹男さんが選ばれました。元に戻っていただきまして、1頁をご覧くださいと思います。第2回小委員会を8月20日午後7時から広島県の大柿合同庁舎で開催いたしました。当日は、初めに募集要項の取り扱いについて協議いたしました。応募のあった市章デザイン全作品の応募方法について、有効・無効の判断をいたしました。協議の結果、有効と判断したものは、デザインそのものには問題がなく、材質等の差異が許容範囲内と考えられること、併せて</p>

広く公募した趣旨を尊重いたしまして、次の応募作品は有効とすることに決定いたしました。1つは、材質が紙ではなく、発泡スチロール等のパネルで応募された作品がありました。次に2つ目は、書き込む枠の大きさが規定の大きさ以外だったもの。又は、はがき等用紙の大きさが規定のA4以外で応募された作品。3つ目は、郵送又は持参でなく、宅急便で応募された作品。これらは有効ということで決定をいたしました。次に無効と判断したのは、募集要項の基本的事項に明らかに抵触しておりまして、有効にした場合には、不公平を生じると考えられるので、次の応募作品につきましては無効といたしました。1つは、同一人によりまして複数点応募された作品がありまして、これは無効。2つ目は、募集期間外に応募された作品があり、これも無効ということにさせていただきました。4頁の資料2をご覧くださいと思います。以上のような有効・無効の判断に基づきまして、総応募作品1,423点から、複数点応募、募集期間外到達の無効応募点数を除いた結果、有効応募作品は1,150点となりました。なお、有効・無効の内訳は、そこに記載しております表のとおりでございます。また、次の5頁には有効応募の区分別の内訳を表にしておりますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。次に6頁をお開きいただきたいと思います。引き続きこの日は、選考方法と選考基準についても協議を行いまして、資料3のとおり方針を決定いたしました。恐れ入りますが、元に戻りまして2頁をお開きいただきいたしたいと思います。第3回小委員会を8月31日午後7時から広島県の大柿合同庁舎で開催いたしました。先ほどの選考方法と選考基準の方針を基に、まず第1次選考を行い、有効応募作品1,150点から、各委員が第1次選考基準に基づきまして、各自5点ずつ選んで並列投票を行いまして、集計の上、総投票数の上位17点を選出いたしました。続いて、第2次選考を行いまして、第1次選考作品17点から、第2次選考基準に基づき全会一致を基本に協議いたしまして、協議会へ報告する5点の絞り込みを行いまして、7頁の資料4をご覧くださいと思います。最後の頁でございます。小委員会において慎重審議した結果、小委員会が選考いたしました市章候補作品は、候補作品(ア)から(オ)までの5作品となりましたので、合併協議会へご報告をさせていただきます。

以上で、江田島市市章候補選考小委員会からの報告を終わらせていただきます。

平口会長	<p>ありがとうございました。小委員会委員の皆様におかれましては、お忙しい中、大変ご苦勞様でございました。厚くお礼申し上げます。</p> <p>それでは、本件につきまして、ご質問等ございましたら、ご発言いただきたいと思います。存じます。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
辻井委員	<p>沖美町の辻井でございます。私も小委員会の委員として参加させてもらっている者でございます。事務局の方へお尋ねを申し上げますが、候補5点を選考いたしまして、それらにつきましては、報道関係に情報を提供して多くの人の目でチェックをしてもらうことも重要であるということで、それをマスコミにお願いしてやるという約束をしているわけでございますが、そこらあたりどのようになっているかお聞かせください。</p>
東谷局長	<p>小委員会で選考いたしました5点につきまして、報道機関に提供をしなかったのかということでございますが、提供はいたしましたけれども掲載にはなりません。また、別途、インターネットでPRをしております。</p>
平口会長	<p>よろしゅうございますか。</p> <p>他にございませんか。</p>
< 委員 >	<p>ありません。</p>
平口会長	<p>ないようでございますので、続きまして、報告第33号「江田島市市章候補作品の類似デザイン調査結果」について、事務局から説明させます。</p>
東谷局長	<p>それでは、報告第33号「江田島市市章候補作品の類似デザイン調査結果」についてご説明をいたします。</p> <p>江田島市市章候補選考小委員会で選考されました市章候補作品5点について、株式会社中国博報堂に委託いたしまして、都道府県・市町村の紋章及び図形商標登録等に類似デザインがないか調査をいたしました。調査の結果、調査時点での所有資料及び登録リスト中には、別紙資料のとおりデザイン全体で見たときに、類似に当てはまるものはありませんでした。1枚お開きいただきまして、資料をご覧いただきたいと思います。存じます。</p> <p>2に、類似チェック調査をした項目と内容を掲載させていた</p>

<p>平 口 会 長</p> <p>< 委 員 ></p>	<p>だいております。備考にありますように、行政機関のマークは登録されていないことや他の市町村合併で現在選定中のものなどもございます。チェックには限界があることをご承知おきいただきたいと存じます。</p> <p>次のカラー 3 枚ものですが、候補作品 5 点それぞれの類似チェック例を示しています。まず、候補作品（ア）につきましては、モチーフでありますアルファベットの「E」をデザインしたもので似たデザインはありませんでした。その他、一見似ているものもありましたが、アルファベットの「O」、それから「G」「C」や「円」などをモチーフにしたデザインで、主なカラー、色使いや、波、海の形も違っておりまして、類似といえるものはありませんでした。</p> <p>次に、候補作品（イ）につきましては、円の中に「円」を重ね合わせたデザインはいくつか見受けられましたが、類似とはいえませんでした。</p> <p>候補作品（ウ）につきましては、漢字の「江」をモチーフにしたデザインで類似は見受けられませんでした。「鳥」をモチーフにしたデザインはいくつか見受けられましたが、類似とはいえませんでした。</p> <p>候補作品（エ）につきましては、「鳥」のデザインは多く見られました。しかしながら、（エ）のようなハト、羽の位置や頭の向きなどをモチーフにしたデザインは、ほとんど見受けられず、類似といえるものはありませんでした。</p> <p>候補作品（オ）につきましては、「太陽」「島」「海」を組み合わせたデザインで、類似といえるものは見受けられませんでした。</p> <p>なお、類似のポイントは全体的なデザインはもちろん「モチーフ」「色」「イメージ」などもポイントになります。市の将来像「自然との共生・都市との交流による海生交流都市」のイメージから、「波形」のデザインがどの作品にも共通して見られました。この部分も特に調べましたが、デザイン全体で見たとき類似に当てはまるものではありませんでした。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p> <p>皆様の方で、この報告につきましてご意見等ございましたらご発言ください。</p> <p>ございませんか。</p> <p>ありません。</p>
-------------------------------------	--

平 口 会 長	<p>それでは、ただ今の前田委員長さんの小委員会報告や類似デザイン調査結果を踏まえまして、協議第72号「江田島市市章の選考」についてお諮りいたします。事務局から説明させます。</p>
東 谷 局 長	<p>協議第72号「江田島市市章の選考」について、ご説明をいたします。</p> <p>江田島市の市章につきましては、江田島市市章候補選考小委員会委員長の報告どおり、小委員会が選出した候補作品（ア）（イ）（ウ）（エ）（オ）の5点の中から協議の上、決定すると提案させていただいております。候補作品につきましては、カラーで使用した場合と白黒で使用した場合の2枚の資料を付けておりますので、選考の参考としていただければと思っております。よろしく願いいたします。</p>
平 口 会 長	<p>それでは、候補作品5点につきまして、どのような方法で市章の選定を行えばよいかお諮りします。皆様のご意見を、お聞かせいただきたいと思います。存じます。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
原 田 委 員	<p>ここに5点ありますけれども、この図柄を多少修正するということはかなわないという問題ですか。そのへんをお伺いしたいと思えます。</p>
東 谷 局 長	<p>市章候補5点のデザインにつきまして、修正することはないのかということですが、多少変更することがございます。趣旨とかはほとんど修正することはありませんが、少しは修正することがあるかと思えます。</p>
宮 尾 次 長	<p>補足の説明をさせていただきます。今から5点の中から1点を選んでいただきますけれども、これから株式会社中国博報堂に委託をいたしまして、デザインマニュアルというものを作ってまいります。若干の色使いでありますとか、線の太さでありますとか、微妙な修正が加わることはございます。ただ、デザイン本来の趣旨、形そのものが変わってしまうといった変更はございません。以上です。</p>
平 口 会 長	<p>よろしゅうございますか。</p> <p>その他、ございませんか。</p>

< 委 員 >	ありません。
平 口 会 長	では、どういう方法で決めたらよろしいでしょうか。 はい、どうぞ。
前 田 委 員	事務局案は何かないのですか。どういう方法で選べと言われても検討がつかないのですが、事務局の方で何か案がありましたらお願いします。
東 谷 局 長	市章デザインの選考方法について、事務局案はないのかということですが、委員の皆さん全員で投票によって決めるにはいかがかと存じますが、いかがでございましょうか。
< 委 員 >	賛成。
平 口 会 長	事務局の案によりますと、ご出席の皆さん全員によります投票で決めたらよいのではということです。その案でよいという方が多数と見受けられましたが、そのように取りはからってよろしゅうございましょうか。
< 委 員 >	異議なし。
平 口 会 長	はい、では、そのようにいたしますので、しばらく時間をいただきたいと思います。
東 谷 局 長	それでは、その投開票の方法、市章の決定といったことについて、事務局からご説明をさせていただきます。 先に資料を配ってご説明いたします。
< 事務局員 >	(資料配布)
東 谷 局 長	それでは、皆様のお手元にお配りいたしました「市章デザイン最終選定について」という資料でご説明をいたします。 まず、1の投票手順でございますが、市章デザイン候補作品5点の中から、1人1点を投票していただきます。投票用紙は、事務局職員が各委員さんへお配りをいたします。それから、各委員の皆様は、席において投票用紙に記入していただきます。記載後は、事務局職員が回収してまいります。

	<p>次に、投票用紙の書式でございますが、別記様式第1号のとおりといたします。候補作品の下の欄に を1つだけ記載していただきます。投票は無記名といたします。</p> <p>次に、開票の手順でございます。会場内の開票場で開票を行います。事務局職員が開票作業を行います。</p> <p>次に、白紙の投票、複数記載の投票、候補以外の作品の投票は無効といたします。疑義のある投票につきましては、開票立会人、4町の助役でございますが、意見を聞いて整理したいと思っております。</p> <p>3番目の市章の決定でございますが、投票第1位の作品が出席委員の過半数以上の時は、その作品を市章といたします。第1位の候補作品が出席委員の過半数を得ない場合は、第2位の候補作品との間で決選投票を行い過半数以上の作品を市章といたします。決戦投票となった場合は、別記様式第2号の投票用紙を配布いたします。候補作品を1点だけ記載していただき投票をしていただきます。4番目のその他でございますが、市章が確認されましたら、この場で最優秀賞及び優秀賞の受賞者を皆さんに報告いたします。よろしくお願いいたします。</p>
平 口 会 長	ただ今の提案に対しまして、ご質問等、ございましたらご発言ください。
< 委 員 >	ありません。
平 口 会 長	よろしゅうございますか。
東 谷 局 長	投票用紙は、様式第1号から配ってまいります。事務局からお配りします。
平 口 会 長	今、お配りしているものは様式でございますので、本物は今からお配りいたします。お間違えのないようにしてください。 ご質問等、他にございませんか。
< 委 員 >	ありません。
平 口 会 長	それでは、決を採りたいと思います。事務局提案に賛成の方の挙手を求めます。
< 委 員 >	(挙手多数)

平 口 会 長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>挙手多数でございますので、このように決定させていただきます。それから開票立会人は4町の助役さんをお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>では、ただ今から投票用紙を配布いたします。よろしくお願いいたします。</p>
< 事務局員 >	(投票用紙配布)
< 委 員 >	(投票用紙記入)
事 務 局 員	<p>筆記用具がない方は、おいででしょうか。余分を持ってきております。</p> <p>皆さん、筆記用具をお持ちでしょうか。</p>
東 谷 局 長	投票用紙には、1点だけ をしてください。よろしくお願いいたします。
事 務 局 員	<p>皆さん、もうお書きになられたでしょうか。</p> <p>立会人の方に、箱の中が空であることを確認していただきました。</p> <p>それでは、集めさせていただきます。よろしいでしょうか。</p>
< 事務局員 >	(投票用紙回収)
事 務 局 員	<p>それでは、開票作業に入らせていただきます。</p> <p>立会人の方に確認してもらいながら、(ア)から(オ)までの投票数を発表いたしますのでしばらくお待ちください。</p> <p>投票総数は37票になります。過半数は19票以上になります。</p> <p>では、お願いします。</p>
< 事務局員 >	(開票作業)
事 務 局 員	<p>それでは、発表いたします。</p> <p>投票総数37票、全票が有効でございました。それでは、(ア)から順番に発表させていただきます。</p> <p>(ア)の投票26票、続きまして(イ)の投票2票、続きま</p>

	<p>して(ウ)の投票2票、続きまして(エ)の投票5票、続きまして(オ)の投票2票、以上です。</p>
平口会長	<p>開票結果をもう一度申し上げます。候補作品(ア)26票、候補作品(イ)2票、候補作品(ウ)2票、候補作品(エ)5票、候補作品(オ)2票、以上で、候補作品(ア)が過半数を占めましたので、候補作品(ア)を江田島市の市章として決定してよろしいか採決いたしたいと存じます。</p> <p>それでは、賛成の方のご起立をお願いいたします。</p>
< 委員 >	<p>(起立全員)</p>
平口会長	<p>はい、ありがとうございます。起立全員でございます。ありがとうございます。</p> <p>それでは、協議第72号「江田島市市章の選考」については、候補作品(ア)を江田島市市章として決定させていただきます。</p> <p>それでは、事務局から受賞者の発表をしていただきたいと思います。発表してください。</p>
東谷局長	<p>それでは、受賞者の住所、氏名、年齢、性別を発表いたします。</p> <p>まず、最優秀賞でございます。茨城県つくば市、安起瑩さんです。年齢は36歳、性別は男性です。</p> <p>次に優秀賞を発表いたします。まず1人目、東京都小平市、雑賀亜郁さん、年齢は30歳、性別は女性です。2人目の優秀賞です。千葉県佐倉市、木島芳一さん、年齢は52歳で男性です。3人目の優秀賞は、東京都西東京市、島田佳幸さん、39歳、男性です。次に4人目の優秀賞ですが、東京都世田谷区、知久真巳さん、年齢は45歳で性別は男性です。</p> <p>以上で最優秀賞と優秀賞の発表を終わります。</p>
平口会長	<p>以上のように、最優秀賞1名、優秀賞4名を発表いたしました。ありがとうございます。</p> <p>続きまして、報告事項にうつらせていただきます。</p> <p>報告第34号「新市の行政組織・機構」について、事務局より説明させます。</p>
東谷局長	<p>報告第34号「新市の行政組織・機構」について、ご説明いたします。</p>

	<p>新市の行政組織・機構につきましては、現在、この案に基づきまして、新市発足に向けた準備を行っているところでございます。合併協議会の皆様は、新市の行政組織の参考として、ご覧頂くためにお配りしたものでございます。お持ち帰りいただきご覧いただきたいと思います。よろしく申し上げます。</p>
平 口 会 長	<p>ご質問等ございましたら、ご発言いただきたいと思います。存じます。</p>
< 委 員 >	<p>ありません。</p>
平 口 会 長	<p>よろしゅうございましょうか。 それでは、本件につきましては、報告済みとさせていただきます。</p>
東 谷 局 長	<p>次に、報告第35号「総務大臣官報告示及び江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会の廃止」について、事務局から説明させます。</p> <p>報告第35号「総務大臣官報告示及び江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会の廃止」について、ご報告させていただきます。</p> <p>江田島市の設置にかかる総務省告示が、別紙、官報の写しの2枚目の上段に、太い線の枠で囲んだ部分でございますが、平成16年7月22日付けで告示が行われましたので、報告をいたします。</p> <p>また、平成16年10月31日をもって、江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会を廃止する議案を、4町の9月定例議会に提案しておりますので合わせて報告いたします。従って、4町の議会が合併協議会の廃止の議決をいたしましたら、平成16年10月31日をもって合併協議会が廃止されることになります。</p> <p>以上で、報告を終わります。よろしくお願いたします。</p>
平 口 会 長	<p>このことについて、ご質問等ございましたらご発言願います。ございませんか。</p>
< 委 員 >	<p>異議なし。</p>
平 口 会 長	<p>それでは、本件につきましても、報告済みとさせていただきます。</p>

<p>東 谷 局 長</p>	<p>続きまして、報告第36号「平成16年度江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会予算の補正（第1号）（第2号）」について、（第1号）（第2号）続けて事務局から説明してください。</p> <p>報告第36号「平成16年度江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会予算の補正（第1号）（第2号）」について、ご説明をいたします。</p> <p>初めに補正（第1号）について、ご説明をいたします。1頁をお開きください。第1条におきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ690万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,820万7千円とするものでございます。</p> <p>6頁の歳入からご説明をいたします。負担金につきましては、560万円を追加しております。それぞれの町の内訳につきましては、右の説明欄にお示ししてございますが、江田島町181万2千円、能美町123万7千円、沖美町105万2千円、大柿町149万9千円となっております。7頁でございますが、繰越金につきましては、平成15年度決算による繰越金130万7千円を追加いたしました。</p> <p>次に、8頁ですが、歳出からその主なものについて、ご説明をいたします。2款1項の合併準備費につきましては、市章制定に伴う経費といたしまして、1節の報酬で選考小委員会報酬24万円を追加、8節の報償費で賞金50万円を追加、11節の需用費で印刷製本費20万円を追加、13節委託料につきましては、江田島市の市章デザイン作成業務委託135万円等を追加いたしました。</p> <p>続いて、補正（第2号）でございます。1頁をお開きいただきたいと存じます。第1条につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75万円を追加いたしました。歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,895万7千円といたします。</p> <p>それでは6頁の歳入からご説明をいたします。諸収入につきましては、呉地方拠点都市地域内交流推進事業助成金75万円を追加いたしました。</p> <p>7頁の歳出からその主なものについて、ご説明をいたします。1款1項の合併推進会議費では、委員等報酬9万5千円を追加し、顧問費用弁償3万6千円を減額いたしました。8頁、2項の事務費では使用料及び賃借料42万円等を追加し、職員手当等11万1千円を減額いたしました。2款1項の合併準備費につきましては、13節の委託料で新聞広告業務委託242万円、</p>
----------------	--

<p>平 口 会 長</p> <p>< 委 員 ></p> <p>平 口 会 長</p>	<p>広告付きはがき制作業務委託 5 8 万 5 千円を追加し、仮例規作成業務 3 0 0 万 5 千円を減額いたしました。</p> <p>以上、簡単ではございますが、「平成 1 6 年度江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会予算の補正（第 1 号）（第 2 号）」についての説明を終わります。よろしくお願ひします。</p> <p>本件について、ご質問等ございましたらご発言ください。</p> <p>ありません。</p> <p>ございませんか。</p> <p>それでは、本件につきましても報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に、報告第 3 7 号「江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会財務規程の一部改正」について、上程いたします。事務局から説明させます。</p>
<p>東 谷 局 長</p>	<p>報告第 3 7 号「江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会財務規程の一部改正」について、ご説明をします。</p> <p>地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 6 の規定によりまして、平成 1 6 年 1 0 月 3 1 日をもって、江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会を廃止いたします。これに伴いまして、財務規程第 8 条、決算等ということになっておりますけれども、これに規定してあります協議会での決算認定等が実施できないために、次のとおり、それぞれただし書きを追加しております。</p> <p>財務規程 第 8 条(決算等)の部分でございます。朗読いたします。「会長は、毎会計年度終了後 3 か月以内に協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、協議会の会議の認定を経なければならない。」とございます。この後に、下線がございますけれども、「ただし、平成 1 6 年度予算の決算認定については、平成 1 6 年 1 1 月 1 日以降の 3 か月以内に協議会の決算を調製し、所定の書類を新市長に提出し、新市長は監査委員の決算審査後、その意見を付けて議会の認定に付さなければならない。」ということを追加するということでございます。従って旧 4 町の決算と併せて整理することになります。</p> <p>次に第 2 項の部分になりますが、「会長は、前項の規定により、決算が協議会の認定を経たときは、当該決算の写しを関係町長に送付しなければならない。」というのが、今の規程で</p>

	<p>ざいます。この後に下線の部分について追加するものでございます。「ただし、前項ただし書の場合は、この限りでない。」を追加いたしました。この改正につきましては、附則で「平成16年9月3日から施行する。」としています。</p> <p>以上で、報告第37号「江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会財務規程の一部改正」についての説明を終わります。よろしく申し上げます。</p>
平 口 会 長	<p>本件につきまして、何かご質問等ございましたらご発言いただきたいと存じます。</p>
< 委 員 >	<p>ありません。</p>
平 口 会 長	<p>ございませんか。</p> <p>はい、それでは、本件につきましても報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に、次第「(3)会議録署名委員の指名」につきましては、従来の例によりまして、学識経験者の委員の中から、順番にその都度指名させていただきたいと存じます。今回は、沖美町の坪木法子委員と大柿町の濱野博道委員にお願いをいたします。よろしく願いいたします。</p> <p>その他、何かご意見等ございましたらご発言いただきたいと存じます。</p>
< 委 員 >	<p>ありません。</p>
平 口 会 長	<p>ございませんか。</p> <p>ないようでしたら、本日の議事はこれをもって終了したいと存じます。</p> <p>一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。</p> <p>この協議会は、平成12年の4月に任意の協議会を立ち上げて、そして、1年後、すなわち平成13年4月に法定協議会として、発足して現在に至っているわけでございます。皆様方の真摯なご協議により、めでたく本年の11月1日、江田島市誕生と相成ったわけでございます。この間、皆様方は、それぞれ色々な立場はございましょうけれども、その立場を乗り越えて、新市誕生に向けて賢明な努力を頂いたわけでございます。このことにつきまして、厚くお礼を申し上げます。私に取りましても、色々な面で不調法なことが多かったかと思</p>

<p>閉 会</p>	<p>いますけれども、皆様方の英知で、これを助けていただきました。スムーズな形で本日を迎えることになったわけでございます。厚くお礼を申し上げたいと存じます。今日か昨日でしたか、中国新聞に新しい市の名前の付け方といった記事が載っておりましたけれども、そうした面から考えましても、私どもは歴史的な良い名前を残したものだということのように自負できるのではなからうかと思うわけでございます。合併ができません、まだまだ、本当の合併の効果を表すには、皆様方の汗を必要といたすと考えているわけでございます。今後、更に汗をかいていただくと同時に、決断もしていただかなければいけませんし、また、スピーディな行政に取り組んでいただかなければいけないと思うわけでございます。そうした期待が住民3万2千人の方々の心の中にあるわけでございますので、その住民の心を心として、お互い全員で、これを実行あらしめるべく努力する必要があるかと思うわけでございます。皆様方の今後益々のご活躍とすばらしい英知を、新しい市に傾けていただきたいとこのように存ずるしだいでございます。13年からの今日に至るまでのご労苦に心から感謝を捧げまして、これで終わりの会になるのではないかと思いますけれども、ごあいさつに代えるしだいでございます。本当にありがとうございました。ご苦労さまでございました。</p> <p>以上をもちまして、本日の会議を閉じたいと存じます。ご苦労さまでございました。</p>
------------	---

以上、第32回江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会会議録の内容が正確であることを証明するためここに署名する。

平成16年 9月29日

委 員 坪 木 法 子

委 員 濱 野 博 道